

令和7年11月27日（木）

北九州市新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しに関する有識者会議 資料1

【概要】北九州市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定素案)について

1 改定の趣旨

- 「北九州市新型インフルエンザ等対策行動計画」は、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策内容を示すもの（現行計画は平成25年12月策定）。
- 先般の新型コロナ対応を踏まえ、令和6年度に「政府行動計画」及び「県行動計画」が改定されたことを受けて、市行動計画についても改定を行うもの。

2 計画の対象となる感染症(以下の3類型)

感染症法上の類型		指定されている感染症	指定の考え方
①	新型インフルエンザ等感染症	・ 新型・再興型インフルエンザ （季節性インフルエンザは除く） ・ 新型コロナウイルス感染症 （先般流行したものは除く） など	○ インフルエンザ等のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの ○ かつて世界的規模で流行したインフルエンザ等であって、その後流行することなく長期間が経過しているもの
②	指定感染症（※1）	現在なし	○ 既に知られている感染症について、1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの
③	新感染症（※2）	現在なし	○ 人から人に伝染する未知の感染症であって、り患した場合の症状が重篤でありかつ、蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

（※1）当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。

（※2）全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。

3 改定のポイント

改 定

新型コロナを踏まえ、**約10年ぶりの改定**（令和6年度に政府、県は改定済み）

対象疾患

新型コロナ、新型インフルエンザ**以外**の呼吸器感染症も念頭に記載を充実

平時の準備

記載を**3期**（①準備期、②初動期、③対応期）に分け、**準備期（平時）**の取組を充実

対策項目

13項目に拡充

- ① 実施体制、② 情報収集・分析、③ サーベイランス、④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション、
⑤ 水際、⑥ まん延防止、⑦ ワクチン、⑧ 医療、⑨ 治療薬・治療法、⑩ 検査、⑪ 保健、⑫ 物資、
⑬ 市民生活及び市民経済の安定の確保

4 対策項目の拡充

新たな行動計画では、対策項目を「6項目」→「13項目」へ拡充

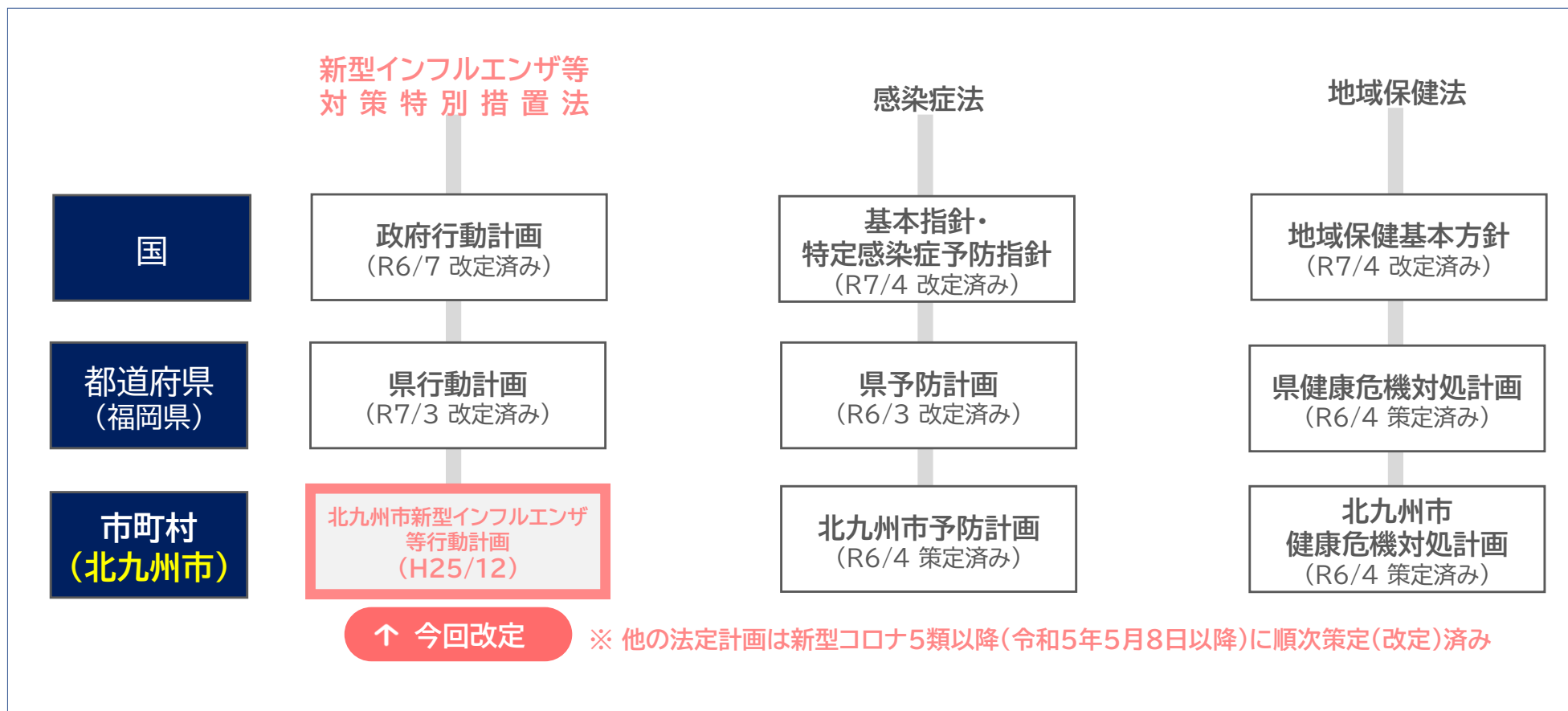


5 「計画」の位置づけ

○ 感染症対策は、複数の法律に基づいて、国、都道府県、市町村が策定する計画(法定計画)により実施

※ 各計画は、独立して存在するのではなく、その整合性を図り、相互に連携

○ 各法律は、国から市町村まで各レベルで階層的な計画策定(改定)を義務付け ※下記()内は直近の策定/改定年月



〔参考〕各計画の特徴

行動計画

新興(再興)感染症発生時(パンデミック等を想定)に市民の生命/健康の保護と社会機能維持のために段階的に対策を講じる計画

予防計画

すべての感染症について、平時・有事を通じた感染症の予防、患者への医療等を総合的に推進する計画

健康危機対応計画

保健所および保健環境研究所における健康危機対応と業務継続を両立させるための業務継続計画

6 計画の構成(体系的構成)

第1部 総則(法的根拠等)



第2部 基本方針(目的・考え方)



第3部 各論(具体的対策)

第1部

第1章
新型インフルエンザ等対策特別措置法
の意義等

第2章
北九州市新型インフルエンザ等対策
行動計画の作成と感染症危機対応

1ページ ~ 10ページ



第2部

第1章
新型インフルエンザ等対策の目的及び
実施に関する基本的な考え方等

第2章
新型インフルエンザ等対策の対策項目
と横断的支援

第3章
市行動計画の実行性を確保するための
取組等

11ページ ~ 40ページ



第3部

第1章 実施体制
第2章 情報収集・分析
第3章 サーベイランス
第4章 情報提供・共有、
リスクコミュニケーション
第5章 水際対策
第6章 まん延防止
第7章 ワクチン
第8章 医療
第9章 治療薬・治療法
第10章 検査
第11章 保健
第12章 物資
第13章 市民生活及び市民経済の
安定の確保

P41ページ ~ P157ページ

7 各論(具体的な対策について)

時期区分の考え方

1 準備期

(平時)

- ・市行動計画の改定
- ・人材育成/確保・訓練の実施
- ・関係機関との連携体制の構築
- ・医療提供体制・検査体制等の整備

2 初動期

(国内外での発生直後)

- ・ 有事の感染症サーベイランス開始
- ・ 市相談センターの設置
- ・ ワクチン接種体制の構築

3 対応期

(政府対策本部設置・基本的対処方針の決定以降)

- ・ 病原体の性状、医療提供体制等に合わせて、対策を柔軟に変化
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期は、市民生活・市民経済に大きな影響を及ぼす対策について縮小等の検討

【参考】各対策項目の概要の記載内容の見方

①～⑬対策項目名 ○○○○○

- ○○。
- ○○。

※ 対策項目の全体の概要

1 準備期

2 初動期

3 対応期

各時期区分における主な市の取組みを記載しています。

ピンク色 … 今回の改定において新たに位置付けられた政策的要素や取組み

【○○○○○】

- [illegible]

【○○○○○○○○○】

- ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○。

【○○○○○○○】

- ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

① 実施体制

- 人材の確保・育成や実践的な訓練を通じて対応能力を高めるとともに、関係機関との連携体制を構築する。
- 情報収集・分析を踏まえ、市対策本部において、的確な政策判断と実行につなげる。

1 準備期

【人材育成・訓練の実施】

- 対策に携わる専門人材、行政職員等を養成。

【関係機関との連携強化】

- **市も参画する県感染症対策連携協議会における対応協議。**
- 関係機関と連携し、実践的な訓練を実施。
- 医療機関や関係団体との連携体制を構築。

2 初動期

【市対策本部の設置】

- 国が発生を公表し、政府対策本部を設置した場合、市対策本部を設置。

【予算の確保】

- 国からの財政支援も踏まえ、必要に応じて、対策に要する経費について、所要の準備を行う。

3 対応期

【対策の実施】

- 保健所や保健環境研究所と連携し、一元的に情報を把握する体制を整備。
- 収集した情報等を踏まえ、適切な対策を実施。

【県の総合調整を踏まえた対応】

- **特措法に基づき、県が総合調整を行う場合、市はそれを踏まえた対策を実施。**

② 情報収集・分析

- 平時から、効率的な情報の収集・分析の体制等を整備する。
- 発生時には、感染症や医療の状況、市民生活等に関する情報を収集し、国のリスク評価も踏まえ、対策の判断につなげる。

1 準備期

【実施体制】

- 保健所は、平時から感染症対策に必要な情報の収集、疫学的な調査及び研究を保健環境研究所等との連携の下に進める。

2 初動期

【感染症インテリジェンス】

- **国の感染症インテリジェンスによる分析結果を活用するとともに、市域における必要な情報収集を行う。**
- 北九州市感染症対策連絡会等において情報の共有を図る。

【市民への情報や対策の共有】

- 得られた情報や対策を市民に迅速に提供・共有。

3 対応期

【情報収集・分析手法の検討及び実施】

- 緊急事態措置等が実施される場合に備え、市民生活及び市民経済に関する分析を強化し、これらに及ぼす影響を把握。

【感染症対策の判断及び実施】

- 流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替え。

③ サーベイランス

- 平時から、サーベイランス体制を構築し、発生動向の把握等のサーベイランスを実施する。
- 発生時には、有事の感染症サーベイランスを実施し、感染症対策の強化・緩和の判断につなげる。

1 準備期

【人材育成】

- 国等が実施する研修会等に職員を派遣。

【DXの推進】

- 平時から、医師等からの電磁的方法による発生届等の提出を促進。

【平時のサーベイランス実施と分析結果の共有】

- 感染症対策連絡会等で、サーベイランスの分析結果を共有。

2 初動期

【有事の感染症サーベイランスの開始】

- 疑似症サーベイランスを開始。
- 入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始。

3 対応期

【感染状況に応じたサーベイランスの実施】

- 市内の発生状況や発生動向に応じたサーベイランスを実施（全数把握→定点把握への移行等）。

【市民への情報共有】

- 対策の強化・緩和を行う場合、可能な限り科学的根拠に基づき市民に情報を提供・共有。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供。
- 可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等が適切に判断・行動できるようにする。

1 準備期

【感染症に関する情報提供・共有】

- 平時から感染症に関する情報や新型インフルエンザ発生時にとるべき行動等を、分かりやすく情報提供・共有。

【偏見・差別等に関する啓発】

- 感染者や医療従事者等への偏見・差別は許されず、対策の妨げになることや、偽・誤情報の流布等の問題について啓発。

2 初動期

【情報提供・共有】

- 高齢者や視覚が不自由な方等、配慮が必要な方へも、理解しやすい内容等で情報提供・共有。

【双方向のコミュニケーションの実施】

- コールセンター等を設置し、双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

3 対応期

【リスク評価に基づく方針の決定・見直し】

- 各フェーズに応じた感染対策を丁寧に説明し、市民の理解を得る。

①封じ込めを念頭に対応する時期

②病原体の性状等に応じて対応する時期

③特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

⑤ 水際対策

- 国内への病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等の準備のための時間を確保する。
- 検疫所等の関係機関と平時から緊密に連携し、患者発生等の事態に際して適切な対応が可能となるよう体制を整備。

1 準備期

【検疫所との連携】

- 関門港感染症危機管理対策会議等に参加し、研修・訓練を通じ平時から検疫所との連携を強化。

【水際対策の実施に関する体制の整備】

- 寄港する船舶や航空機で患者が確認された場合の初動対応や患者搬送の連携手順を平時から協議・検討。

2 初動期

【健康監視の実施】

- 検疫措置の強化に伴い、県とともに検疫所が検査体制を速やかに整備できるよう、連携強化。
- 検疫所や県と連携し、居宅等待機者等に対する健康監視を実施し、発症時には医療機関への受診につなげる。

3 対応期

【健康監視の代行】

- 国内外における感染拡大の状況の変化等を踏まえ、検疫所との連携を継続し、また、必要に応じて感染症法の規定に基づき、健康監視業務の代行を国へ要請。

⑥ まん延防止

- 必要に応じてまん延防止対策を講じ、感染拡大のスピードやピークを抑制。
- 新型インフルエンザ等の病原性やワクチン・治療薬の開発・普及等の状況に応じて、対策の縮小や中止等の見直しを行う。

1 準備期

【基本的な感染対策の普及・啓発】

- マスク着用や手洗い等の基本的な感染対策や、感染が疑われる場合の対応について、平時から普及・啓発を図る。

【まん延防止対策の理解促進】

- まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の有事の対応に関する理解促進を図る。

2 初動期

【市内の患者発生に備えた対応】

- 入院勧告等の対応や濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）の方法の確認を行う。

【市の業務継続】

- 業務継続計画に沿った対応を準備。

3 対応期

【まん延防止対策】

- 感染症の特徴や変異の状況等に応じた適切なまん延防止対策を実施するとともに、市民や事業者等に対し、対策の徹底を要請する。
- 対策の実施に際しては、市民生活や社会経済活動への影響を十分考慮。

⑦ ワクチン

- 市は医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備。
- 発生時の接種に当たっては、新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

1 準備期

【接種体制の構築準備】

- 関係者と連携し、接種体制を準備。

【DXの推進】

- 予防接種事務のデジタル化に向け、システム整備等に取り組む。

2 初動期

【接種体制】

- 接種体制の構築にあたり、接種に係る医療従事者が不足する場合、歯科医師等への要請を検討。
- 事業者等による職域接種を推進。
- 高齢者施設入所中の者など、接種会場での接種困難者に対する接種体制を構築。

3 対応期

【ワクチンに必要な資材の供給】

- ワクチン供給に滞りや偏在等が生じた場合、県と連携し、地域間の融通等を行う。

【情報提供・共有】

- 予防接種に係る情報（有効性・安全性、副反応等）について、リスクコミュニケーションを行う。

⑧ 医療

- 県が主体となり実施する医療提供体制の確保・構築について、市も必要な協力・支援を行うとともに、市民への情報提供・相談対応を行う。
（※ 計画本文には、県による病床や発熱外来確保のための医療措置協定等の取組みも併せて記載）

1 準備期

【相談センターの準備】

- 国内外での患者発生の際で、早期に相談センターを整備できるよう準備。

【医療提供体制の整備】

- 県の行う医療・宿泊施設との協定締結について、協力・支援することで医療提供体制を確保。
- 市も参画する県感染症対策連携協議会を活用し、医療提供体制を整備。

2 初動期

【医療提供体制の確保・G-M I S等の活用】

- 医療機関に確実なG-M I Sの入力を要請。県独自の入院調整システム活用について県と調整。
 - 県と連携し、入院調整に係る体制を整備。
 - 自宅療養者への支援体制検討。
- 【北九州市感染症対策連絡会等の開催】
- 北九州市感染症対策連絡会等を適時開催し、情報共有や対応策を検討。

3 対応期

【患者移送体制の整備等】

- 民間移送機関等と連携し、移送車両の確保に努める。
- 救急車両の適正利用について周知。

【罹患後症状（いわゆる後遺症）への対応】

- 罹患後症状のある方について、対応可能な医療機関の紹介や国等の取組の情報提供に努める。

⑨ 治療薬・治療法

- 発生時に、治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、医師会、薬剤師会、医療機関等の関係機関と連携し、必要な準備を行う。

1 準備期

【治療薬・治療法の研究開発の推進】

- 国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、臨床研究の実施に協力する。

2 初動期

【治療薬の流通管理・適正使用】

- 治療薬の過剰な量の買い込みをしないこと等を周知し、必要な患者への供給を確保する。

【医療機関等への情報提供・共有】

- 国及びJ I H Sが示す診療方針等について、医療機関等に情報提供・共有する。

3 対応期

【薬剤師会と連携した治療薬供給体制の構築】

- 薬剤師会の専門性と地域ネットワーク等を活かして、市必要な施設等に治療薬が供給できる体制を整備する。

⑩ 検査

- 発生時に、必要な検査が円滑に実施されるよう、平時から検査機器の維持や検査物資・人材の確保を含めた準備を着実に進め、発生当初から検査拡充等の体制を迅速に整備する。

1 準備期

【検査体制の整備】

- 市予防計画に基づき検査実施能力の確保を図る。
 - 検査用試薬等の検査物資の備蓄・確保を進める。
- #### 【訓練等による検査体制の維持・強化】
- 検査部門の訓練等を通じた人材育成を図る。

2 初動期

【検査方針の検討】

- 感染症の特徴や病原体の性状等に基づき、国のリスク評価を参考にして、検査方針を決定する。
- 検査実施の方針等に関する情報を市民等に分かりやすく提供・共有する。

3 対応期

【診断薬・検査機器等の調達・供給に係る調整】

- 緊急承認・特例承認等により活用可能とされた診断薬・検査機器等について、関係者に周知。
- #### 【感染症の状況変化に応じた検査方針の見直し】
- 感染症の状況変化により、検査実施の方針を国が見直した場合、その方針を踏まえた検査を実施する。

⑪ 保健

- 平時から、感染症に関する情報収集や人員の体制構築、発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務の効率化・省略化を行う。

1 準備期

【人材確保・外部人材の活用】

- 応援職員やI H E A T、看護師派遣会社との協定により、人材を確保。また、年1回研修・訓練を実施。

【DXの推進】

- 国のシステムに加え、市独自でのローコード活用を含め、ICTを最大限活用した体制を整備。

2 初動期

【有事体制移行の準備】

- 人員確保、検査体制、入院調整体制など有事体制への移行準備を進める。

【相談センターの整備】

- 市民に対する相談体制、情報提供体制を構築。

【疑似症患者を把握した場合の対応】

- 積極的疫学調査や検体採取を実施。必要に応じて、感染症指定医療機関への入院協力を求める。

3 対応期

【業務の実施】

- 検査、積極的疫学調査、入院調整、自宅療養者の健康観察等の業務を実施。

【特措法によらない感染症対策への移行】

- 感染状況によって特措法によらない対策へ移行する際は、住民に丁寧に情報提供・共有を行う。

⑫ 物資

- 平時から、備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講じる。
- 発生時に、市内の対策物資等の需給を把握し、必要な物資が確保されるよう取り組む。

1 準備期

【感染症対策物資等の備蓄】

- 市は所掌事務またはその業務に係る新型インフルエンザ等対策に必要な感染症対策物資の備蓄を進める。

2 初動期

【感染症対策物資等の備蓄】

- 市は所掌事務または新型インフルエンザ等対策に必要な感染症対策物資等の使用状況や、在庫・配置状況を随時確認する。

3 対応期

【感染症対策物資等の備蓄】

- 必要な物資等が不足するときは、国、県、他市町村、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物を融通する等、相互協力に努める。

⑬ 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 平時から、発生に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを推奨する。
- 発生時には、市は市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。

1 準備期

【柔軟な勤務形態等の導入準備】

- 発生時にテレワークや時差出勤等が可能となるよう、準備を勧奨。

【支援の実施に係る仕組みの整備】

- 発生時の支援実施に係る行政手続や支援金の給付等について、DXを推進。

2 初動期

【事業継続に向けた準備の要請】

- 事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる職員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の推進等の準備を要請。

【生活関連物資等の安定供給に関する呼びかけ】

- 市民や事業者に対し、生活関連物資等の購入等について、適切な行動を呼びかける。

3 対応期

【市民・事業者への支援】

- 市民生活・市民経済の安定を図るため、市民・事業者に対し、財政措置を含めた必要な措置を効果的に講じる。

【心身への影響に関する施策】

- メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・成育に関する影響への対応等を講ずる。